

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例
第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第5条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号
から第5号まで」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、
同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の2第1号中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第11条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休
日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次
に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改
める。

第13条の2を削る。

第17条第1項中「、第5条の3」を削る。

第17条の2第1項中「、第10条及び第13条」を「及び第10条」に改める。

第17条の3第1項中「、第11条の2及び第13条の2」を「及び第11条の2」に改め、同条第2項中「第13条の2」を「第11条の2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が同表に定める職務の級の7級以上に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出を
とする。
しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

(提出理由)

一般職の給与改定の実施に伴い、上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。